

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び
児童福祉法に係る利用者負担額災害等減額・免除申請却下通知書

区保福第 号
年 月 日

様

区保健福祉センター - 所長 印

年 月 日付けで提出のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に係る利用者負担額災害等減額・免除申請について、次の理由で却下したので通知します。

受給者証番号等	
対象サービス等	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス等 <input type="checkbox"/> 障がい児通所給付 <input type="checkbox"/> 障がい児入所給付 <input type="checkbox"/> 補装具費 <input type="checkbox"/> 療養介護医療費 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児通所医療費 <input type="checkbox"/> 障がい児入所医療費 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費(更生医療)
支給(給付)決定 障がい者(保護者)氏名	
支給(給付)決定 に係る児童氏名	
決定年月日	
却下理由	

・ 不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合は、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表とする者は大阪府知事となります)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

区保健福祉センター保健福祉課
住所
電話番号